

令和3年度

定例監査結果報告書

西予市監査委員

西予監発第 45 号
令和 4 年 3 月 18 日

西予市長 管 家 一 夫 様

西予市監査委員 正 司 哲 浩
同 酒 井 宇 之 吉

令和 3 年度定例監査結果報告の提出について

地方自治法第 199 条第 1 項及び第 4 項の規定による財務監査及び同条第 2 項の規定による行政監査を、令和 3 年度定例監査として西予市監査基準規程に準拠して実施し、同条第 9 項の規定により監査の結果に関する報告を別紙のとおり決定したので提出する。

なお、同条第 14 項の規定により、当該監査の結果に基づき又は当該監査の結果を参考として措置を講じたときは、その旨を通知されたい。

目 次

第1	監査の概要	1
1	監査の対象、期間、事情聴取日	1
2	監査の範囲と着眼点	2
3	監査の実施内容	3
4	監査の実施期間	3
第2	監査の結果・意見	4
1	監査結果の概要	4
2	監査結果の詳細	4
	(1) 全体に共通するもの	4
	(2) 個別事項に関するもの	6
	政策企画部 復興支援課	6
	産業部 林業課	6
	明浜支所 生活福祉課	7
	野村支所 総務課	8
	教育部 教育総務課	9
	教育部 城川教育課	9

令和3年度定例監査結果報告

第1 監査の概要

1 監査の対象、期間、事情聴取日

(1) 監査の対象

原則として、公平性を期す観点から、2年一巡ですべての課・室・事務局を選定し、それぞれが所管する現年度の事務事業を監査の対象とした。
なお、必要に応じて前年度分も監査の対象とした。

(2) 期間、事情聴取日

監査対象期間及び事情聴取日は、以下のとおり定めて実施した。

監査対象課	監査対象期間	事情聴取日
総務部 危機管理課	令和3年4月1日から 令和3年10月31日まで	令和3年11月26日
総務部 税務課	令和3年4月1日から 令和3年11月30日まで	令和3年12月24日
総務部 財政課	令和3年4月1日から 令和3年8月31日まで	令和3年10月1日
政策企画部 復興支援課	令和3年4月1日から 令和3年12月28日まで	令和4年1月20日
生活福祉部 市民課	令和3年4月1日から 令和3年11月30日まで	令和4年1月7日
生活福祉部 人権啓発課	令和3年4月1日から 令和3年11月30日まで	令和4年1月7日
産業部 農業水産課	令和3年4月1日から 令和3年9月30日まで	令和3年10月20日
産業部 林業課	令和3年4月1日から 令和3年9月30日まで	令和3年10月20日
建設部 上下水道課	令和3年4月1日から 令和3年9月30日まで	令和3年10月27日

監査対象課	監査対象期間	事情聴取日
医療介護部 つくし苑事務局	令和3年4月1日から 令和3年9月30日まで	令和3年10月27日
明浜支所 総務課	令和3年4月1日から 令和3年8月31日まで	令和3年10月6日
明浜支所 生活福祉課	令和3年4月1日から 令和3年8月31日まで	令和3年10月6日
野村支所 総務課	令和3年4月1日から 令和3年10月31日まで	令和3年11月17日
野村支所 生活福祉課	令和3年4月1日から 令和3年10月31日まで	令和3年11月17日
城川支所 総務課	令和3年4月1日から 令和3年10月31日まで	令和3年12月1日
三瓶支所 生活福祉課	令和3年4月1日から 令和3年8月31日まで	令和3年9月15日
三瓶支所 産業建設課	令和3年4月1日から 令和3年8月31日まで	令和3年9月15日
教育部 教育総務課	令和3年4月1日から 令和3年11月30日まで	令和3年12月15日
教育部 学校教育課	令和3年4月1日から 令和3年11月30日まで	令和3年12月15日
教育部 城川教育課	令和3年4月1日から 令和3年10月31日まで	令和3年12月1日
消防本部 消防総務課、防災課	令和3年4月1日から 令和3年9月30日まで	令和3年11月8日
議会事務局	令和3年4月1日から 令和3年12月28日まで	令和4年1月20日

2 監査の範囲と着眼点

(1) 範囲

原則として、監査の範囲は予算執行、事業管理、現金取扱い、歳入収納、備品購入、管理・業務委託、工事、負担金・補助金・交付金、財産管理とした。

(2) 着眼点

主な着眼点は以下のとおりとした。

- 予算執行の権限者及び手続きは適切か。
- 事務処理は法令等に違反していないか。また、各種帳簿、書類は法令等に定められた様式により記帳、整理保存されているか。
- 収納金は適切に保管され、遅滞なく指定金融機関等に払い込まれているか。
- 契約事務における随意契約及び1者見積りの理由は適切か。
- 補助事業等において、運用基準、要綱等は整備され、公正円滑に運用されているか。
- 公有財産の貸付けあるいは使用許可を与えている場合の理由、期間、条件、貸付（使用）料等は適切か。

3 監査の実施内容

(1) 監査資料の収集

監査に当たっては、あらかじめ上記2(1)に係る書類（以下「監査対象資料」という。）の提出を求めた。

また、必要に応じて財務会計システム等の電子データを参照した。

(2) 事務局員チェック

事務局員は、監査対象資料について、実施計画で定めた着眼点に基づいてチェックを行い、監査委員による確認が必要な事項を抽出した。

(3) 監査委員監査

ア 監査委員は、事務局員がチェックした結果を踏まえ、確認が必要な事項（問題点等）について検討した。

イ 監査委員が詳細確認を必要とした事項については、関係職員から事務の執行等が適切かつ効率的に実施されているかなどについて事情聴取を行った。

4 監査の実施期間

令和3年8月31日から令和4年1月20日

第2 監査の結果・意見

監査の結果、事務処理において改善を要するものについては、内容に応じて次のとおり区分した。また、全体に共通するものと個別事項に関するものに分けて、現状と監査意見を示した。

「指摘事項」… 事務処理等が不適切で措置（改善）通知を求めるもの。

「注意事項」… 指摘事項には至らないが、早急に事務処理の適正化が必要と認められるもの。

「要望事項」… 今後、事務処理方法等の検討が必要と認められるもの。

なお、軽微な事項については記載を省略し、その都度、監査対象課に口頭で注意を喚起した。

1 監査結果の概要

- (1) 指摘事項（3件） ※報告書に記載した件数
 - * 契約手続きについて指摘したもの（1課1件）
 - * 補助金の交付手続きについて指摘したもの（1課1件）
 - * 文書受付について指摘したもの（1課1件）
- (2) 注意事項（5件） ※(1)と同じ
 - * 伺書の作成について注意したもの（5課1件）
 - * 契約手続きについて注意したもの（3課3件）
 - * 現金出納について注意したもの（1課1件）
- (3) 要望事項（1件） ※(1)と同じ
 - * 契約手続きについて要望したもの（2課1件）

2 監査結果の詳細

(1) 全体に共通するもの

ア 指摘事項

なし

イ 注意事項

伺書の作成について

《現状》

随意契約の伺書に、随意契約の必要性や根拠法令等の記載漏れ、1者見積り及び見積書省略の理由・根拠規則の記載漏れが認められた。

【該当のあった課】

生活福祉部市民課、生活福祉部人権啓発課、医療介護部つくし苑事務局、明浜支所総務課、明浜支所生活福祉課

上記のほか、口頭で注意を喚起したものを含めると、多くの監査対象課に何らかの記載漏れや記載誤り（起案年月日、決裁完了年月日、指令番号、予算項目、予算額等）が認められた。

《意見》

昨年度の定例監査でも注意事項として取り上げたが、伺書の作成及び決裁に当たっては、西予市起案文書記載要領及び西予市事務決裁規程を順守されたい。今後、随意契約を締結する際には、特に令和3年12月28日策定の「西予市随意契約ガイドライン」を参考に、伺書には随意契約とする理由（妥当性）、根拠（関係法令、西予市契約規則等の規定に該当する旨）、その他1者見積りや見積書の省略等の根拠を明確に記載し、事務を執行する上での重要性を再認識するとともに、契約事務の公正性・透明性の確保に努められたい。

ウ 要望事項

契約相手の選定方法について

《現状》

契約手続きにおいては、随意契約の場合であっても、指名願いの提出されている業者と契約すべきであるが、児童公園遊具点検業務委託について、発注可能な業者の確認を行わず、例年、指名願いが提出されていない業者と随意契約を行っていた。

【該当のあった課】

明浜支所生活福祉課、三瓶支所生活福祉課

《意見》

遊具点検業務委託において競争入札を行って契約を結んでいる部署もあることから、契約の公正性・透明性・経済性を確保する上で、市内一括発注も視野に入れて競争入札の実施を検討されたい。

※付記

契約（特に随意契約）に伴う事務手続きについて、知識不足が多く見受けられる。令和3年12月28日付で「西予市随意契約ガイドライン」が庁内に通知されたが、この機会に職員全般に向けて研修の場を設定するなど、必要な知識の習得に資するような対策をお願いしたい。

(2) 個別事項に関するもの

政策企画部 復興支援課

(監査実施期間：令和4年1月6日～同年1月20日)

ア 指摘事項

契約書に記載された消費税額の誤りについて

《現 状》

せいよ復興まちびらきコンサート出演業務の委託契約書に記載された委託料の消費税額について、「うち取引に係る消費税及び地方消費税の額」と表記されているにもかかわらず、外税で計算した消費税の金額を記載していた。

《意 見》

契約締結後に誤りに気づき、相手方に正しい消費税額を伝えて相互確認したとの説明であったが、契約書等の重要な文書については誤りがあってはならない。契約書等の作成に当たっては細心の注意を払うとともに、決裁者においても厳正に審査されたい。

イ 注意事項

なし

ウ 要望事項

なし

産業部 林業課

(監査実施期間：令和3年10月6日～同年10月20日)

ア 指摘事項

(ア) 補助金の交付手続きについて

《現 状》

西予市産材木造住宅建設促進事業費補助金の交付手続きにおいて、事業実施要領の第7では「当該年度内において、補助金交付決定通知前に着工する場合には、指令前着工届に建設又は購入契約書の写しを添付して市長に届け出るものとする。」と規定されているが、実際の申請では、前年度中に着工したのものについて指令前着工届が提出されていた。

《意見》

事業実施要領は、補助金交付決定通知に基づく着工を原則としているが、住宅の建設にかかる期間を考慮すると、着工時期によっては申請年度内の完成が見込めない場合もあると考えられる。実務上、事業実施要領に基づいた手続きが不可能な部分は、見直しされたい。

(イ) 文書受付について

《現状》

西予市産材木造住宅建設促進事業費補助金申請の受付において、受付印の日付部分を削って訂正しているものがあった。また、申請書に不備がある場合に、受付日は当初の書類提出日だが、受付番号の付番を申請書類が揃った日で処理していたため、受付番号が日付順になっていないものがあった。

《意見》

どのような場合でも受付印を削って訂正することは、適切ではない。今後、このようなことがないよう再発防止に努められたい。また、受付日が前後しないよう受付番号は順序正しく付番されたい。

イ 注意事項

なし

ウ 要望事項

なし

明浜支所 生活福祉課

(監査実施期間：令和3年9月16日～同年10月6日)

ア 指摘事項

なし

イ 注意事項

見積書の記載事項について

《現状》

児童公園遊具点検業務委託において、見積書の徴収をもって請書の提出に代えていたが、見積書に履行期限等の記載はなかった。また、見積依頼の際の仕様書に業務委託期間の記載もなかった。

《意見》

西予市契約規則では、見積書の徴収をもって請書の作成に代えることができるのは、金額等の要件を満たした上で、見積書に履行期限その他契約に必要な要件が記載されている場合に限るとしている。また、仕様書には業務委託の内容のほか、委託期間など契約履行に必要な要件についても示す必要があると考える。見積書の徴収に当たっては、見積依頼時の仕様書や提出された見積書に必要な事項が記載されているかを確認し、適切な事務処理に努められたい。

ウ 要望事項

なし

野村支所 総務課

(監査実施期間：令和3年11月4日～同年11月17日)

ア 指摘事項

なし

イ 注意事項

契約に関する書面の作成について

《現状》

市で借上げた土地の第三者への貸出し（転貸）については、借上げの際に土地賃貸借契約書で貸主の承諾を得ずに転貸することを禁じているが、第三者への貸出しに当たり、転貸を承諾する書面が見当たらなかった。

《意見》

当該土地は工場用地として貸出すことを目的に借上げされたもので、貸主の承諾も得ているとの説明であったが、土地賃貸借契約書では承諾なしの転貸を禁じている以上、承諾を得た場合はそれを明らかにする書面が必要であると考え。遺漏のないよう対応をされたい。

ウ 要望事項

なし

教育部 教育総務課

(監査実施期間：令和3年12月1日～同年12月15日)

ア 指摘事項

なし

イ 注意事項

契約書作成の省略について

《現 状》

田之筋小学校緞帳修繕工事の請負契約において、契約金額が50万円を超えているが、契約書を作成せず、請書で対応していた。

《意 見》

契約の締結に当たり、契約書の作成を省略することができるのは、西予市契約規則第33条に該当する場合である。契約規則に従って適切に処理されたい。

ウ 要望事項

なし

教育部 城川教育課

(監査実施期間：令和3年11月17日～同年12月1日)

ア 指摘事項

なし

イ 注意事項

現金出納簿について

《現 状》

文化施設使用料及び体育施設使用料の現金出納簿において、金額及び摘要の記載誤りが散見された。

《意 見》

現金出納簿の記載に当たっては細心の注意を払うとともに、検認の際には現金出納簿の記載内容と現金収納額、会計管理者への払込額、関係書類に記載された金額を照合するなど適切な管理に努められたい。

ウ 要望事項

なし